

外国人の入国制限の見直しに伴う動植物検疫措置の徹底について、お知らせするものです。

事務連絡
令和4年3月17日

各都道府県・指定都市教育委員会指導事務担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省総合教育政策局国際教育課

外国人の入国制限の見直しに伴う動植物検疫措置の徹底について（協力依頼）

標題に関して、別添のとおり農林水産省より注意喚起がまいりました。

2月24日付け「水際対策強化にかかる新たな措置(27)」に基づき、我が国における水際措置が段階的な見直しが行なわれたことから、留学生等の訪日外国人等に対し我が国への肉製品や果物・野菜等の持込みは原則禁止されていることなどについて周知の御協力をお願いするものです。

つきましては、農林水産省からの事務連絡の内容について御確認いただくとともに、外国人留学生等に対して周知をいただきますようお願いいたします。

なお、関連情報ホームページにおいても、多言語対応のパンフレット・動画等が掲載されておりますので、周知の際に御活用ください。

このことについて、各都道府県教育委員会におかれては所管の高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部（以下「高等学校等」という。）及び域内の指定都市を除く高等学校等を所管する市区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の高等学校等に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては所轄の高等学校等及び学校法人に対して、各国公立大学法人におかれては管下の高等学校等に対して、高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、周知願います。

なお、本事務連絡は高等学校所管課宛てに送付しておりますので、義務教育諸学校を担当していない場合、義務教育諸学校所管課にも御転送いただき、義務教育諸学校所管課におかれては必要に応じて関係学校等に周知くださいますよう、お願いいたします。

<担当連絡先>

文部科学省総合教育政策局国際教育課国際理解教育係
電話番号：03-5253-4111（内線3487）

事務連絡
令和4年3月14日

文部科学省関係各位

農林水産省消費・安全局
植物防疫課防疫対策室長
動物衛生課国際衛生対策室長

外国人の入国制限の見直しに伴う動植物検疫措置の徹底について（協力依頼）

皆様方におかれましては、平素から、動植物検疫の実施に当たり格別の御配慮をいただきまして、感謝申し上げます。

豚の重大な伝染病であるアフリカ豚熱については、平成30年8月にアジアで初めて中国で発生が確認されて以降、ベトナム、インドネシア、フィリピン、韓国等のアジア諸国においてその感染が拡大する状況が続いております。アジア以外でも、昨年、中米の島国であるドミニカ共和国において約40年ぶりに発生が確認されるなど、依然として我が国へのアフリカ豚熱の侵入リスクは高い状況です。

ブドウ、かんきつ類の果樹等の重大な病害であるピアス病菌（*Xylella fastidiosa*）についてはイタリア等欧州において、かんきつ類等の生果実の重大な害虫であるミカンコミバエ種群についてはアフリカ地域において発生地域を拡大するなど、海外では植物の病虫害の発生地域及び被害が拡大しており、我が国への病虫害の侵入リスクが高い状況です。

一昨年来、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の人への感染が世界的に継続しており、我が国を含め各国・地域で海外渡航の自粛等、感染拡大を防止する措置がとられ、人の移動が減少している状況ではありますが、今般、我が国における水際措置の段階的な見直しについて公表されました。

農林水産省動物検疫所及び植物防疫所では、水際でのアフリカ豚熱をはじめとする家畜の伝染性疾病やミカンコミバエ種群などの植物の病虫害の侵入防止に万全を期しているところですが、留学生や技能実習生等の訪日外国人等に対し日本への肉類の持込みは原則禁止されていることをあらかじめ周知し、家畜の伝染性疾病や植物の病虫害等を拡散させるおそれのある畜産物及び植物を持ち出させない対策を講じることが極めて有効です。

つきましては、貴課におかれましても、本病の侵入防止に関する下記の内容につ

いて、貴管下の機関等を通じて、別紙のリーフレットや農林水産省動物検疫所のHPを活用し、外国人留学生に対する周知及び注意喚起に改めて御協力いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 海外から日本への肉製品や果物・野菜等の持込みは法律で厳しく制限されており、数量の多少や輸送形態（手荷物・携帯品や郵便物）にかかわらず、持ち込めないため、海外から日本へ肉製品や果物・野菜等を持ってこないこと。
- 2 日本に肉製品や果物・野菜等を違法に持ち込むと重い罰則（3年以下の懲役又は300万円以下（法人の場合は5,000万円以下）の罰金等）の対象になること。
- 3 留学生自身のみではなく、訪日する家族や知人が、肉製品や果物・野菜等を日本に決して持ち込まないよう注意するとともに、郵便物としても日本に送付しないことを徹底させること。

○ 動植物検疫関係（畜産物及び植物輸入関係）のリーフレット

（日本語）

来日するあなたへのお願い

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-JP.pdf>



（英語）

This is a message to you who come to Japan.

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-EN.pdf>



（中国語・簡体字）

抵达日本的各位，关于入境的重要提示！

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-CN-S.pdf>



(中国語・繁体字)

抵達日本的各位，關於入境的重要提示！

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-CN-T.pdf>



(ハンゲル語)

일본에 오시는 여러분께 부탁

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-KR.pdf>



(ベトナム語)

Những lưu ý khi tới Nhật Bản

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-VN.pdf>



(インドネシア語)

Ini adalah pemberitahuan untuk Anda yang masuk ke Jepang.

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-IN.pdf>



(タガログ語)

Ang mensaheng ito ay para sa mga indibidwal na papuntang Japan.

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-PH.pdf>



(タイ語)

ข้อความนี้สำหรับผู้ที่เดินทางเข้ามายังประเทศไทย

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-TH.pdf>



(カンボジア語)

សំណើចំពោះអ្នកដែលនឹងមកប្រទេសជប៉ុន

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-CB.pdf>



(ミャンマー語)

ဤအရာသည် ဂျပန်နိုင်ငံသို့ ရောက်ရှိလာသော သင့်အတွက် သတင်းစကား ဖြစ်ပါသည်။

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-MM.pdf>



(モンゴル語)

Японд ирж буй Танаас хүсэх хүсэлт

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-MN.pdf>



(ロシア語)

Сообщение для прибывающих в Японию

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-RU.pdf>



○ 動物検疫関係（畜産物輸入関係）のリーフレット

（日本語での案内）

<http://www.maff.go.jp/aqs/topix/attach/img/200418-33.jpg>



（英語での案内）

<http://www.maff.go.jp/aqs/topix/attach/pdf/200418-15.pdf>



（中国、簡体語での案内）

<http://www.maff.go.jp/aqs/topix/attach/pdf/200418-32.pdf>



（韓国語での案内）

<http://www.maff.go.jp/aqs/topix/attach/img/200418-43.jpg>



（ベトナム語での案内）

<http://www.maff.go.jp/aqs/topix/attach/img/200418-27.jpg>



（多言語での案内）

<http://www.maff.go.jp/aqs/languages/info.html>



- 動物検疫制度を説明するアニメーション
(日本語での案内)

<http://www.maff.go.jp/aqs/comic/jp.html>



- (中国、簡体語での案内)

<https://www.maff.go.jp/aqs/comic/cn.html>



- (中国、繁体語での案内)

<https://www.maff.go.jp/aqs/comic/han.html>



- (韓国語での案内)

<https://www.maff.go.jp/aqs/comic/kr.html>



○ 植物防疫関係（植物輸入関係）のリーフレット

- (日本語での案内)

http://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/leaflet/pdf/1_jp-2.pdf



- (英語での案内)

http://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/leaflet/pdf/1_en-2.pdf



(中国、簡体語での案内)

http://www.maff.go.jp/ppsj/guidance/leaflet/pdf/l_chk.pdf



(中国、繁体語での案内)

http://www.maff.go.jp/ppsj/guidance/leaflet/pdf/l_chh.pdf



(韓国語での案内)

http://www.maff.go.jp/ppsj/guidance/leaflet/pdf/l_ko.pdf



(ベトナム語での案内)

http://www.maff.go.jp/ppsj/guidance/leaflet/pdf/l_ve.pdf



(多言語での案内)

https://www.maff.go.jp/ppsj/information/language_top.html



○ 植物検疫のお知らせ動画（海外から帰国される方へ）
（日本語での案内）

<https://youtu.be/8kQnHithcVg>



（英語での案内）

<https://youtu.be/HSTi6GujY9c>

